

第 43 回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成 28 年 8 月 3 日(水)10:15～10:30

場 所：経済産業省 本館 2 階西 8 共用会議室

議 題

- (1) 一般ガス事業者から認可申請された託送供給約款の審査の進め方について
- (2) 消費者委員会の報告について

○八田委員長 定刻を過ぎましたので、ただいまから「第43回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日は、事前にお知らせいたしましたように 2 部構成です。第 1 部の公開分は、「議事次第」にあるとおり 2 つの議題がございます。

プレスの皆様方におかれましては、済みません、カメラ撮りはここまでということでお願ひします。もちろんカメラなしで傍聴される方はご着席ください。

最初の議題（1）は「一般ガス事業者から認可申請された託送供給約款の審査の進め方について」です。恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 資料は、全体の 4 ページ、資料 3 でございます。

本件につきましては、先週 7 月末に、一般ガス業者 127 社から経済産業大臣及び各経済産業局長に対しまして、電気事業法等の一部を改正する等の法律の規定に基づきまして、託送供給約款の認可申請がございまして、本申請につきましては、大臣及び各経産局長から 8 月 1 日付で本委員会に意見聴取が行われたところでございます。

これについて、どう審査をしていくかということについてご審議をいただきたく存じますが、2. の「審査の進め方（案）」のところをみていただけますでしょうか。

まず、現行の、これまで一般ガス事業者につきましては、その供給約款、すなわち小売料金を含む供給約款については、これまでの制度でも認定に係らしめられたところでございますが、その審査につきましては、以下のように行うとされてきたところでございます。

大手 3 社（東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス）につきましては、公開の場における委員会形式で外部専門家の知見を活用し審査を行う。準大手 7 社（北海道ガス、仙台市ガス局、

京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガス) につきましては、行政が個別に意見を聴取するなどにより外部専門家の知見を活用し審査を行う。

この準大手7社というのは、大手3社以外の各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者ということで7社となっているわけでございます。

そして、それ以外の事業者については、経済産業省または各経済産業局において審査をする。こういうルールに基づいて、これまで各ガス事業者の供給約款については審査をされてきたところでございます。

これを踏まえまして(2)でございますが、今回の託送供給約款の審査につきましても、これまでのガス供給約款の審査と同様の方法で行うことが適当であると考えことから、具体的には、以下のように審査することとしてはどうかと考えてございます。

まず①、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス、この3社につきましては、本委員会の下に設けられてございます料金審査専門会合において公開で審査をする。

②、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガスにつきましては、本委員会事務局または各経済産業局監視室が料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞き、それを踏まえて審査を行う。なお、委員からの指摘事項については、後日公表する。

その他の117社につきましては、本委員会事務局または各経済産業局監視室において審査をする。

なお、②及び③のグループにつきましても、料金審査会合における①のグループに関する議論を反映して審査することといたしまして、その審査状況については、本委員会または料金審査専門会合に報告をいたしまして、その審査が適切に行われているかを確認しながら進めることとする。

また、①～③の審査に当たりましては、実は経産省及び各経産局で、この申請された託送料金約款についてパブリックコメントをこれから行う予定にしておりますので、そこに寄せられた意見を踏まえて審査を行うこととする。

こういったやり方で審査を進めていけばどうかと考えてございます。

それを表形式にまとめたのが、次のページ、全体の6ページの横の表でございます。同じ内容を表形式にしてまとめてございます。

このような進め方でよろしいかどうか、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。

林先生どうぞ。

○林委員　　ありがとうございました。

託送供給約款の審査の進め方と案ということで、先ほど①、②、③と説明をいただきましたけれども、私が特に大事だと思っていますのは、やはり料金審査の専門会合の①に関する議論をしっかり反映して、そこをベースで展開すると、先ほどもありましたけれども、それを踏まえつつ②、③になるということは非常に大事でありますし、②、③の段階でいろいろ課題等が出てくれば、また我々自身がしっかり取り上げて適宜対応するとか、いろいろやっていくということで、そういう意味で筋が一本しっかり通っていることが非常に大切だと思いますので、この方向で私自身はいいと思います。

以上です。

○八田委員長　　圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員　　私から一点だけです。②と③については、①に係る議論を反映しつつ審査ということになっていきますけれども、実際の作業は事務局及び各経済産業局監視室ということなので、お願いになります。①でどういう手法で分析し審査したかということだけではなくて、大手3社のコストなり料金の水準感もしっかりと踏まえた上で②と③の審査をぜひ進めていただきたい。

やはり、そうでないと住む場所によって大きく料金が異なるとか、いろいろな問題が発生すると思います。そこも大事なポイントではないかと思えます。よろしくをお願いします。

○八田委員長　　稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　　基本的にこの方向で進めていただけたらと思います。その際にオブザーバーと、それから事務局体制の強化について、一部お願いしたいとこのことですが、料金の算定というのは、積み上げなり積み上げられるべき事実の評価をしていくわけですがけれども、特に、この事業については、情報システムに依存する部分が非常に大きいわけで、これについてのシステムが適切な費用で適切な構造でできているかということについても、相当詳しくみていかないとロスが出てくることもありますので、今回、自由化については、そうした情報システムに関する投資、あるいは費用についても非常に大きな役割を果たすので、体制を構築するに当たっては情報システムの専門家、それから執務監査の能力をもったチームを、人材に考慮するように特段の配慮をお願いしたいと思えます。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、箕輪委員どうぞ。

○箕輪委員　　ありがとうございます。

基本的に皆様のご意見に同意ですが、特に③の「その他」のところの117社というのが、非常に数が多いので、①、②でも、それなりに時間をかけてやっていくことになりまされども、③の117社のところとの連携を、ある程度スピード感をもってやっていって、やるタイミングによって進度が変わってきってしまうということがないようにしなければいけないのではないかと感じております。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今出たご意見を大体まとめますと、①～③までの間に連携をもたせて審査してもらいたい。

それから2番目に、地域的なバランスということも考慮しながらやってもらいたい。

それから3番目に、システムに関する専門家を事務局に入れて、この体制の検討に当たってはどうか。

そういうようなご提案があったと思います。大体そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、今のようなことを考慮した上で、資料3のとおり、事務局から提示のあった審査の進め方に基づいて、今後事務局において料金専門会合における審査を進めていただきたいと思っております。お願いいたします。

それでは、次は議題（2）で、「消費者委員会の報告について」です。資料4に基づいて恒藤課長よりお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　　資料4、全体の8ページでございます。

資料4、8ページでございますとおり7月26日に消費者委員会から、電力の託送料金に関する答申が出されてございます。本答申につきましては、消費者利益の擁護、あるいは増進の観点から、託送料金の審査等について提言が行われたものでございまして、その具体的内容は、資料4の2ページ以降でございます。ざっとお目通しをいただければと思います。

この答申につきましては、7月27日に消費者問題担当の河野大臣から私ども林経済産業大臣に対しまして、本答申に対応するようという要請がなされたところでございまして、

その旨もあわせてご報告をさせていただきます。

私からのご報告は以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

電力の託送料金については、私どもの委員会でもさまざまな検討をしておりますし、これからもやっておかなければならないと思いますので、その際にこの報告書を参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上ですが、次、何かほかにごございますでしょうか。事務局より連絡事項がございましたらお願いいたします。

○新川総務課長　　第2部は、準備が整い次第開催させていただきます。よろしく願いいたします。

○八田委員長　　それでは、これにて第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——